

Title	ドナルド・G・ロール著『ドイツにおける社会的自由主義の起源』
Sub Title	Donald G. Rohr : The origins of social liberalism in Germany
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.9 (1964. 9) ,p.96- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640915-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Donald G. Rohr:

The Origins of Social Liberalism in Germany

1963, Chicago and London

ドナルド・G・ロール著

『ドイツにおける社会的自由主義の起源』

一 ドイツにおける政治的ないしは社会的自由主義の起源とか、その展開についての研究は、従来、必ずしも多いとはいえない。例へば、Guido de Ruggero, *The History of European Liberalism*, trans. R. G. Collingwood, 1927. の既に定評のある著述や、Oscar Stilleh, *Die politischen Parteien in Deutschland: Der Liberalismus*, 1911. とか、Oskar Klein-Hattungen, *Geschichte des deutschen Liberalismus*, 1912. とか、最近では、Federico Federici, *Der deutsche Liberalismus*, 1946. Friedrich C. Sell, *Die Tragödie des deutschen Liberalismus*, 1953. Leonard Krieger, *The German*

Idea of Freedom, 1957. とかの著述や、政治史、政党史の研究者として著名なL・ベルクストレッツァー教授の労作のうちに散見する程度である。もつとも特殊研究の分野についてはこの限りではないが、概してドイツの政治的・社会的自由主義一般を正面から取扱った研究は余り多いとはいえない。一九世紀初頭以来、ヨーロッパ各国でその国民国家としての前期的形成のためのライト・モチーフとなつた政治的自由主義の理念は、ドイツの特殊な社会的条件に邂逅して挫折し、以後のドイツ国民国家の形成には自由よりも統一を、地方自治よりも中央集権という政治哲学が牽引力の役目を果たしたため、自由主義は主役を演じえなかつた事情も介在していることと考えられる。その意味において、ここに紹介するドナルド・G・ロール教授(Donald G. Rohr)の著述『*The Origins of Social Liberalism in Germany*, 1963.』がシカゴ大学出版として公刊せられたことは、この分野の研究にたいして多大の裨益を与えるものと考えられる。

著者ロール教授は、オハイオ州の出身であり、トロント大学で修士の学位を、ハーバート大学で博士の学位を取得し、約一カ年間ドイツに過した後、マサチューセッツ州のウイリアム・カレッジの教壇に数年間立つて、現在はブラウン大学の歴史学の教授である。

二 本書は五章に分説されている。第一章では「経済転換」の見出しのもとに、人口の増加、自由主義的改革、新しい工業技術、市場の状況等が述べられ、第二章では、「社会的条件」の見出しのもとに、「文献のソースや旅行者の判定、窮乏地帯の状況、経済循環、統計的分析等が述べられ、第三章の「自由企業に関する議論」の

見出しのもとでは、カール・ハインリッヒ・ラウ (Karl Heinrich Rau)、『ジョン・プリンス・スミス (John Prince Smith)』、ハンゼン (David Hansen)、『カンブ・ハウゼン (Ludolf Camphausen)』、ブルウゲマン (Karl Heinrich Brueggemann) の諸説を述べ、第四章「国家事典 (Staatslexikon) における社会思想」ではフリードリッヒ・リスト (Friedrich List)、『カール・フォン・ロテック (Karl von Rotteck)』、『カール・ウェルカー (Karl Welker)』、『ローベルト・フォン・モール (Robert von Mohl)』等の諸思想を詳述し、第五章「社会的自由主義」においては、『フリードリッヒ・ハルコルト (Friedrich Harlort)』、『グスタフ・メウイーセン (Gustav Mevissen)』、『カール・ビーターマン (Karl Biedermann)』の思想を述べるとともに、一八五〇年代以降の社会的自由主義にも言及している。

ロール教授の研究意図およびその要旨を、著者の序説に基づいて次に紹介してみよう。

一九世紀ヨーロッパ史における大きなアイロニーの一つは、自由主義者たちが当初にイギリスで次いでフランスとドイツで、個人的人格的自由を通じて人類の進歩のためにかねらの主張を押しつけたければならなかつたのであつたが、その際同時に経済の進歩と社会福祉がむしろ要求されていたことである。

産業の発展と都市の成長のために必要とせられる高度の社会組織、大衆社会市場を満足せしめるための大量生産と分配についての必要性は、次第に人々が相互依存関係をもつようになるに従い、さらにまた彼らの集団的活動力と目的が増加するに従つて、ある程度

の集産主義的支配は不可避であるということの意味していた。個人の権利の擁護者にして政治的権威の反対者としての自由主義者たちは、個人企業の創造的役割を強調し、国家やその他の自治機関の力による干渉を弾劾するところの彼らの経済理論を緩和することに嫌悪を抱いたのは理解できるところである。しかし、漸次その緩和は成就されていつた。自由主義の運動は、自由放任の理論と実践から自らを解放し、二〇世紀の前半には西欧で定着物となつた「社会的自由主義」を展開したのである。

この書物における私の研究目的は、一九世紀初期のドイツにおける思想の一字派としての社会的自由主義の起源を考察することにある。しばしば、ドイツの自由主義者たちは政治・経済の権力に魅了され、社会問題については冷淡なものの特徴づけられている。この性格づけは訂正される必要がある。そのことはステレオタイプとしては一九世紀後半の党派の指導者たちには適用されるかもしれない。しかし、一九世紀の初期の自由主義の理論家たちによつて表明された社会問題についてのヴィビッドな関心を明確にすることは許されるべきではない。一八三〇年代と四〇年代にはドイツが経済成長と社会体制の転換を経験し始めたとき、早くも自由主義運動の卓越した指導者たちは、累進所得税や老齢年金、病氣や障害にたいする保険制度や賃銀と労働時間の法令、すなわち現代において福祉国家として知られるようになった標準規定のような抄済策を主張し始めた。時代の要請に対する応答として、これらの仲裁者的手段を主張したとき、彼らは制限立憲政治の自由主義的教義と双生児の関

係にあつた経済的個人主義と關係を斷つ用意のあることを宣言したのであつた。これらの経済上の且つ立憲上の教義の承譜を迎えることは容易である。それらは一般的な道徳的理想に発している。フランツ・シュナーベルがその「一九世紀ドイツ史」に述べているように、「個人の自由という理念は、自由主義の真髓を構成している。それは個人がまず第一に重要な要素であり、国家と社会は故に個人の意志に基づいているという一般概念から出ている。自由主義はすべての人に権利を授与する。すなわち、自らの展開の膨脹係数に従つて發展するために。」ということである。ドイツの自由主義者たちは、個人の自由という彼らの理想がカントとフンボルトの著述に雄弁に述べられていることを発見した。彼らは経済的個人主義の最も組織だつた、そして説得力のある説明をアダム・スミスの「The Wealth of Nations」のうちに発見した。実際、カント学派の哲学はスミスの経済学を受容に対する方法を非常に明瞭にしたのであつた。スミスの著作における古典的な議論——すなわち、私益の拡大をめざす個人は、全体社会の利益のためになるということ、国家は自然に定められたものに人為的な規定をなすべきではないという——は、スミスが夙に彼の「道徳情操論」(Theory of Moral Sentiments)の中で述べた倫理的原理で準備せられていた。スミスの原理とカントの原理の間には非常に厳密な一致がみられる。スミスとカントの双方とも、人生の目的は自制を通じての個人の自我実現であることを強調していた。両者とも行為を正すための最も正確にして普遍的なガイドは理性と良心であることを信じていた。従つて両者は、人間

自らがその人生を規定することはすべての人間の生れながらの権利であり義務であるということを感じていた。いかなる種類の外部からの圧迫や抑制に屈従することは、人間性の損失を意味する。勿論、人々はある基本原則、すなわち、スミスの「一般規則」およびカントの「定言的大法」に従つて自己を律すべきである。スミスの理念がいかにドイツにひろめられたか、その過程においていかに単純化され、曲解されたか、そしてそれがいかに社会的・経済的改革を推進したかという物語はしばらくの間、歴史家たちを魅了した。「国富論」は一七七六年に出版せられた後、ただちにドイツ語に翻訳されたが、それは新しく改訂された翻訳のあらわれた一七九四年までは殆んど注意をひかなかつた。ほぼ同じ時期に、北ドイツの一流大学のうち三校がスミスの理念の伝播のための中心となつた。これらのうちで最も著名なのは、歴史学教授ゲオルグ・ザルトリウス(Georg Sartorius)が、スミスの理論のための講座を開設していたゲッチンゲン大学であつた。一七九六年にザルトリウスは学生の便覧の形でそれらの理論の要約を出版した。一方、ケーニヒスベルグでは、哲学教授クリスチアン・ヤコブ・クラウス(Christian Jakob Kraus)が、スミスの著作を一七九〇年代の中葉から一八〇七年の彼の死去までその講座の基礎としていた。そして、ハレでは一七九一年から一八二七年までルドヴィヒ・ハインリッヒ・ヤコブ(Ludwig Heinrich Jakob)が、カントの道徳哲学とスミスの経済学教義の高度に綜合した概要とを結びつけた講座を担当していた。ザルトリウス、クラウス、そしてヤコブの三教授は、ナポレオンの侵略によ

つてつくられた非常事態の間、ドイツの政治のために実践のうちに学んだ理念を適用する機会を窺見した一世代の学生を留意したのである。ロストウ (W. W. Rostow) がその著「The Process of Economic Growth, 1952」において述べているように、「現代の観点からみたととき、国富論は後進国の政策にとつては動態的分析とプログラムである」とは正に当を得ている。同時にイギリスが、反ナポレオン連合の方向に進み、ヨーロッパの「Pymaster」として行動していたとき、イギリスの例は自由のうちに力と繁栄の両者があるということを証明するに思われたのである。

三 ドイツの改革者たちは、経済成長と国力を助成する早い方法は荘園とギルドの支配を廃止し、地方の特殊化を奨励し、市場を拡張し、商業の障害を除去することによつて、個人の利益の追求にたいて自由な視野を与えることであるという確信を抱いていた。

プロシヤにおけるシュタインやハルデンベルグの改革と一体化した改革の動向は視野の点では広範囲におよんでいた。ドイツにおけるあらゆる主要な階層は、一九世紀の初めの数十年間にその改革者たちを準備していた。

一八三〇年代までにこれらの自由主義的改革者たちの業績は未だ未完成ではあつたが、かれらはその試練に応じたのである。その最初の熱狂の時期において、改革者たちは抑圧の廢除と社会機構の緩和とは、農業や手工業的生産方式をイギリスで実施したように、もつとも容易な方法に変えさせるであらうと予言したのである。しかし、一八三〇年代までに、イギリスとドイツの社会状態の相違は、

これらの技術革新や、特に製造過程における労働力節約のための機械の作用は、実際に望ましいものであるかどうかという疑問を喚起したのである。一八三〇年代までに、ドイツの多くの小作農が解放や土地改革から利益を得たよりも、むしろ苦惱したということは事実明らかであつた。ギルドを弱体化することは、単に職人階級を弱体化せしめるだけのように思われた。ドイツのリベラリストはこれらの事実についての疑問に答えなければならなかつたばかりでなく、かれらの自由主義理論の基礎に対する広範な攻撃にたちむかわなければならなかつた。

個人は自己完結的な存在でなく、またアダム・ミュラーの説くようなローマンの保守思想の所有者でもないといフイヒテはいう。すなわち、彼は個人が社会における第一の要素であることを否定し、個人の自己達成はただ集団においてのみ可能であると論じ、そして集団的規制は、集団や国家の絶対必要な機能であると結論した。アダム・スミスと彼のドイツにおける継承者たちがイギリスでの限られた経験に基づく経済理論を、あたかも普遍的真理であるとみなした誤りを犯したものとして、ドイツのカメラリストから批判された。ドイツの読書界は、フランス社会主義理論の最初の体系的インドロダクションを、ロレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein) の「Der Sozialismus und Kommunismus des heutigen Frankreiches, 1842」において得たのであつたが、自由主義者たちの無責任さに対する多くの社会主義者の攻撃は、シュタインの書物の登場するかなり以前からドイツの雑誌において喚起されていた。

これらの疑問と挑戦は、理論面と同様に実際面においてもドイツの自由主義者たちに、彼らの個人主義の前提と、社会・経済領域の政治的規制に関する彼らの欠点を強く再検討させることとなった。概してヨーロッパの人々は、王政復古後の期間には急速かつ広範囲な社会体制の変化という事実と妥協しなければならなかった。彼らはフランス革命とナポレオン戦争の一つの結果として、すでになされた変化を評価しなければならなかった。彼らはイギリスからヨーロッパ大陸に拡大した産業革命に伴って起きた変化の前兆を察知しなければならなかった。ドイツにおいては、革命的变化の最初のショックは、フランスやイギリスよりも激しくはなく、その進展もそれほど急速ではなかった。傍観者の態度と、学者的態度を以て学びとることができた。ドイツの自由主義者や保守主義者たちは、社会体制の変革の勢いや力は、自国の利益のために規制され、指導されるものと感じていた。多くの自由主義者たちは、適当な配慮をすればドイツは当時イギリスで明白に現われてきた苦悩を経験しないで、産業化の恩恵を享受することができるということを確認して、産業の発展を歓迎し、促進さえした。

自由主義理論を、一八三〇年代と四〇年代との注目すべき事実にあわせる努力から現われてきたドイツの社会的自由主義のオリジナルな著作は、不思議なことには歴史家によつて軽視されている。一八〇〇年から七〇年の間にドイツにおける社会問題の歴史に関する資料の新しい資料集はそれらを全く無視している。(著者註、ロール教授は、その例として、Ernst Schraepfer (ed.), *Quellen zur Geschichte*

der sozialen Frage in Deutschland 1955; Juergen Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Vol. IX (1960) の二書を挙げている。)一八四八年革命勃発の直前の時期に閱して、著述家たちは、「社会的自由主義」の出現を不正確に記述し、そしてその重要性を無視してしまつた。エンゲルスは、革命に関する報告書の一つで、一八四七年までに「プロレタリア階級の同情を保証するために社会主義者であると宣言しなかつたブルジョア階級の間には、ただ一つの顕著な政治的性格もほとんどみうけられない」と述べ、トライチュケは、彼の一九世紀ドイツ史の最終巻において、アダム・スミスの「非歴史的楽天主義」(unhistorical optimism) についての反応をかなり詳細に扱つてはいるが、社会政策に関する自由主義の第二の思想についてはただ次のように言つているのみである。「一般にケルン閥(Cologne clique)として知られている裕福なライン地方の中産階級の間でさえも、社会的急進主義に対して、ためらつた弱さのあるそして純粋に理論的な接近があるのみであつた。」と。

この研究の結論で、私はドイツにおける社会的自由主義の先駆者たちが、なにゆえ殆んど注意を惹かれなかつたかについて少しくその理由を暗示してみた。私は今ここでは、その人々を無視したというよりむしろ誤解していたアメリカの一歴史家の見解について論じてみよう。ホームロウ(Theodore S. Hamerow)は、その著「*Revolutions, Revolution, Reaction: Economics and Politics in Germany, 1815-1871, 1958*」において、一八一五年から七一年に至るドイツ

における政治的發展の基礎をなした社会諸力の中に、ある鋭い洞察力を提供した。不幸にもその際は、自由主義運動と中産階級の利害関係との間に余りにも単純な方程式をつくりあげたのである。そしてそれらの関心を、「慎重な立憲主義」と「無制限な産業主義」として余りにも狭義に定義してしまつたのである。たとえ満場一致で自由主義者たちが、漸進的な立憲主義的変革に対する必要性に同意したとしても、彼らは相互に経済・社会政策には同意しなかつたことは確かであつた。ヘームロウ教授によつて例として挙げられた有名な自由主義者の一人であるカンブハウゼン (Ludolf Camphausen) は、「無制限な産業主義」に賛意を表しなかつたどころか、一八四〇年代の過程における工業的發展に対して不賛成の意を表していた。メウイーセン (Gustav Meviusen) やゴードマン (Karl Biedermann) を含む他の人々も、明らかに公共の利益のために産業主義を抑制することの必要を認めていた。両者とも無制限な産業主義についての社会主義者の非難によつて、彼らの思考は深く影響をうけていた。

南ドイツの急進的な民主主義者、例えば、ストルーヴェ (Gustav von Struve) のような人々も同様に影響されていた。彼らは「越えられないイデオロギーの深淵によつて、社会主義者たちから隔離せられた」というヘームロウ教授の説は誤つているのである。社会問題についての自由主義者の見解のこの多くの誤解は、社会問題それ自体についてのヘームロウ教授の解釈に起因している。

社会問題についての自由主義的観念のいかなる評価も、問題それ

自体のバランスのとれた理解なしでは不可能であることは明らかである。故に私は、これらの観念についての論述をまず第一章で一九世紀初期のドイツにおける經濟發展の多様な過程を概説し、第二章では一八三〇年代と四〇年代との社会状態の異質性について述べ、第三章ではその思想上特筆すべき人々を扱つてみた。しかしその際、彼らの影響の範囲を測る試みは省略し、その目的はむしろいかに社会問題に対し、彼らがその思想を当時の社会的現実に合致させていたかを示すにとどめた。これらの思想家を学派別に扱うことは難しい。実際彼らはその思想において高度の個性を示している。私は二つのグループに区別してみた。すなわち、自由企業の有益な効果を強調し、それを拡張し、保持するよう主張した人々と、社会福祉の利益のために政治の規制の必要性を承認した人々である。

当著の三、四章はこれら二つの思想の流れのために当てられたものであり、ロテック (Karl von Rotteck) とヴェルカー (Karl Waleker) の「国家事典派」(Staatslexikon) をつけ加えた。私はこの論説を、後にホーヘンツォーレン帝国に合体されたドイツの各邦に限つた。私は一八四七年を終末の年代として指定した。なぜならその後の年々の諸事件は、非常に異つた文化状況を創り出していつたからである。

四 以上が著者ロール教授の序説の要旨であるが、当初に述べたように、一八四八年三月革命に至るまでのドイツの社会・政治思想とくに自由主義についての研究は従来あまり実施されておらず、いわば新開拓の領域に属している。第一はその意味において、当著は

小著ながらもその担つてゐる意義は大きい。さらに第二として指摘しうことは、ロール教授がとくに考察の焦点とされた「社会的自由主義の思想が、後進資本主義国としてのドイツに一九世紀のはじめ頃すでに存在していたこと、さらにそれらの思想は、現代の福祉国家の理念形成に少なからざる示唆を与へるものであることとの指摘は、現代の視点においても注意されるべき性質であらう。

近年、西ドイツにおいて、いわゆる「社会的法治国家」(Sozialer Rechtsstaat)の政治体制に照応するべく、「新自由主義」(Neo-Liberalismus)とか、「自由社会主義」(Freiheitlicher Sozialismus)の概念が問題視されているが、これらの概念の起源とか原型ともいうべき思想が、一九世紀初頭、すでにドイツ自体の所産として存在したことは興味あることと思われる。なお、ロール教授は著述の最後に、図書解題 (Bibliographical Essay) を附加され、ドイツ社会経済史、ドイツ自由主義に関する文献の簡明なる解説を試みられている。斯学を志す人々にとつては好個の資料でもあり手引きとなると思われる。

(多田真鋤)